

1 健康危機の脅威から都民を守る体制の強化を進めます

～健康危機管理センター（仮称）の整備など～

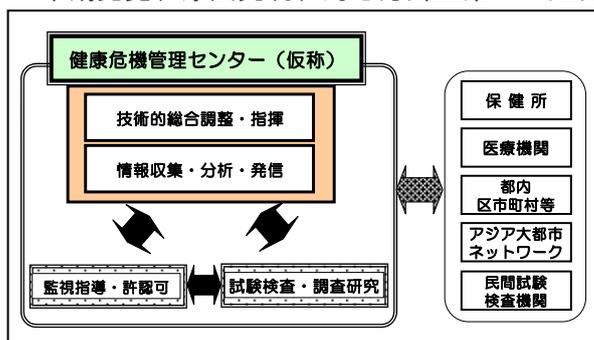
新型インフルエンザなどの新興感染症の脅威や青少年を中心とした違法（脱法）ドラッグの乱用、食の安全の危機など、様々な健康危機から都民の生命と健康を守るため、現行の健康安全研究センターの体制を見直し、健康危機管理センター（仮称）を整備します。また、近年の流行拡大を踏まえたノロウイルスのまん延防止のための研究や、アジア大都市との間の感染症に係る共同調査研究や海外派遣研修により、試験検査法の改良やノウハウの蓄積、専門職の資質向上を図ります。

主な事業展開

- ① 健康危機管理センター（仮称）の整備 2,175 百万円
- 公衆衛生面での技術的な総合調整、指揮を行う部門を新たに設け、早期発見（監視業務）、原因究明（試験・検査業務）機能を強化するとともに、保健所や医療機関、区市町村や他県との連絡調整を行うなど、専門的対応力の強化を図ります。
 - 危険度の高い感染症や動物由来感染症の発生に備えた施設を整備するとともに、非常時には 24 時間検査体制をとるなど、健康危機管理拠点としての機能を強化します。[平成 21 年度着工、平成 24 年度開設予定]

早期発見、原因究明、対応方針立案の一元化

建設イメージ



- ② ノロウイルスまん延予防対策の研究 4 百万円
- 集団発生事例の疫学的研究、建物内における集団感染メカニズムの解明、迅速検査法の開発等により、実践的な感染予防対策を構築します。
- ③ アジア大都市との共同調査研究及び海外派遣研修の実施 28 百万円
- アジア大都市感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題を共同で調査研究し、各都市の対策に活用します。
 - 専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。

2 新たな感染症の脅威から都民を守ります

～新型インフルエンザ対策などの推進～

新型インフルエンザを始めとする新興感染症の発生に備え、患者を受け入れる医療体制の整備、医療に必要な物資の確保や、サーベイランス体制（感染症の発生動向を常時監視し把握する仕組み）の強化などに着実に取り組んでいきます。

主な事業展開

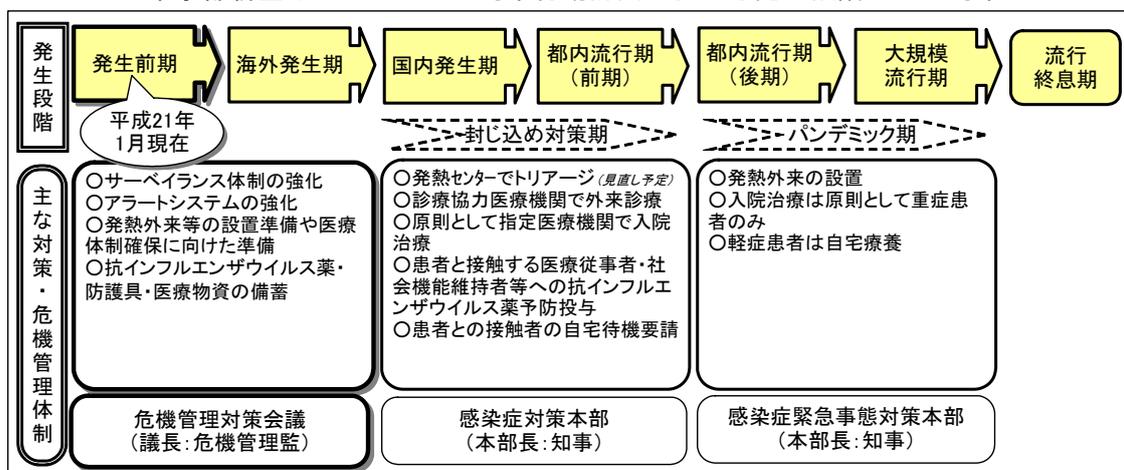
◎◎ 新型インフルエンザ対策

14,033 百万円

都はこれまで、東京都新型インフルエンザ対策行動計画（平成 17 年 12 月）・対応マニュアル（平成 19 年 3 月）を策定し、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル 202.8 万人分・リレンザ 202 万人分）及び防護具（50 万着）の備蓄や、サーベイランス体制の充実、地域医療体制の確保などの取組を進めてきました。

今後さらに、東京都新型インフルエンザ対策会議（平成 20 年 10 月設置）の下、庁内の横断的な連携を図りながら、封じ込め対策期からパンデミック期までを想定した総合的な対策を推進します。

東京都新型インフルエンザ対策行動計画における発生段階ごとの対策



（参考）国における主な対策

- 新型インフルエンザ対策行動計画として、WHO に準じた発生段階ごとの対策を策定（平成 17 年 12 月策定、平成 18 年 5 月・平成 19 年 3 月・平成 19 年 10 月改定、平成 21 年改定予定）
- H5N1 鳥インフルエンザを政令指定（平成 18 年 6 月～平成 20 年 5 月）
- より具体的な行動指針として、新型インフルエンザ専門家会議において新型インフルエンザ対策ガイドラインを策定（平成 18 年 6 月、平成 19 年 3 月改定、平成 21 年改定予定）
- プレパンデミックワクチンを 2,000 万人分確保（平成 19 年度）。3,000 万人分まで確保予定（平成 20 年度中）
- タミフルを政府・都道府県・流通備蓄の合計で 2,800 万人分、リレンザを政府で 135 万人分（人口の 23.1%分）確保（平成 19 年度）
人口の 45%分まで追加備蓄の方針（平成 20 年度以降）
- 内閣総理大臣を長とする、新型インフルエンザ対策本部の設置（平成 19 年 10 月）
- H5N1 鳥インフルエンザを感染症法上の二類感染症に位置づけ（平成 20 年 5 月）
- プレパンデミックワクチンの事前接種（6,400 人）（平成 20 年 8 月）

- ・ **抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄** 5,303 百万円

平成 22 年度までに、都独自に「タミフル」を約 400 万人分備蓄するとともに、タミフルに耐性のあるウイルスの出現にも備え、「リレンザ」についても約 400 万人分の備蓄を行い、それぞれ都人口の 30%分、合計で 60%分（約 800 万人分）を確保します。

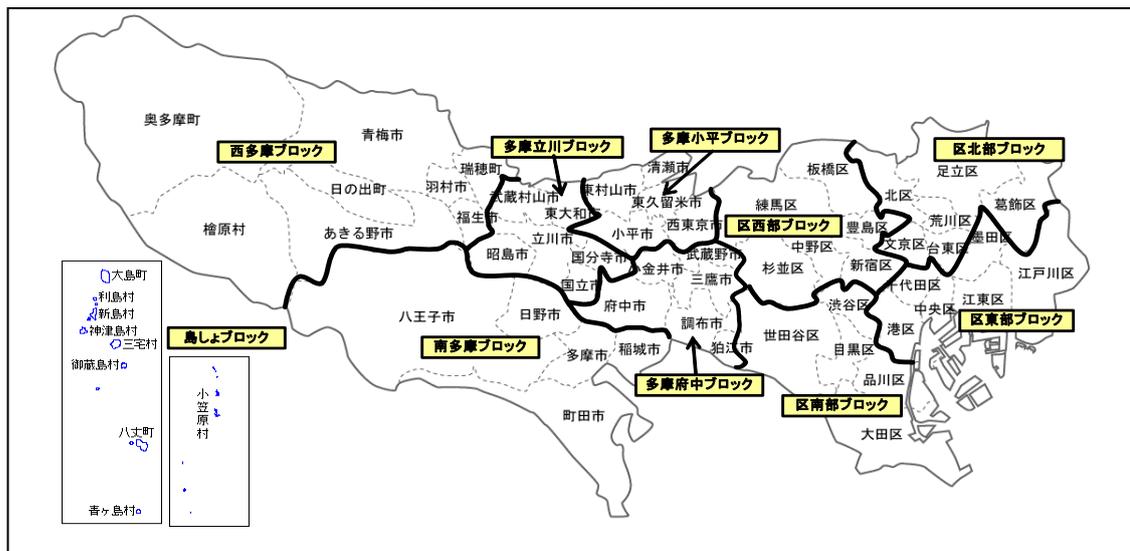
※ なお、新たな抗インフルエンザウイルス薬の開発状況に応じ、備蓄計画は適宜見直します。
- ・ **防護具・資器材の確保** 4,133 百万円

患者と濃厚に接触する医療従事者・防疫業務従事者の感染を防ぐための防護具や臨時病床用簡易ベッド等の医療物資・資器材の備蓄を進めます。

〔個人防護具：平成 20 年度 50 万セット・平成 21 年度 170 万セット・平成 22 年度 173 万セット、合計 393 万セット〕
- ・ **地域医療体制の強化** 60 百万円

都内 10 か所のブロックにおいて、保健所、区市町村及び医療機関等の関係機関とともに、発生段階に応じてそれぞれが担う具体的な役割と連携策等について協議を進め、地域医療体制の強化を図ります。

地域医療体制の強化



- ・ **医療機関の確保及び施設・設備整備の促進** 2,823 百万円

封じ込め対策期において、確定診断までの間、感染が疑われる患者を受け入れる診療協力医療機関の確保をさらに進めるとともに、これらの医療機関が行う外来機能強化のための整備に要する経費を補助します。

また、パンデミック期において、入院医療を担う医療機関を確保するため、施設の整備や防護具・人工呼吸器など資器材の確保等に要する経費を補助するとともに、各区市町村において外来医療を担う発熱外来の確保を支援するため、その整備に要する経費を補助します。

- ・ 普及啓発活動の強化 18 百万円
 新型インフルエンザ発生時における混乱を回避し、感染拡大の防止や社会機能の維持に資するため、都民や事業者等に向けて、正しい知識や対応方法等について、情報発信を行っていきます。
- ・ 基礎研究の推進 254 百万円
 (財) 東京都医学研究機構において、迅速診断法や予防法・治療法の確立に向けた基礎研究を推進します。

参考

危機管理体制の整備（総務局）

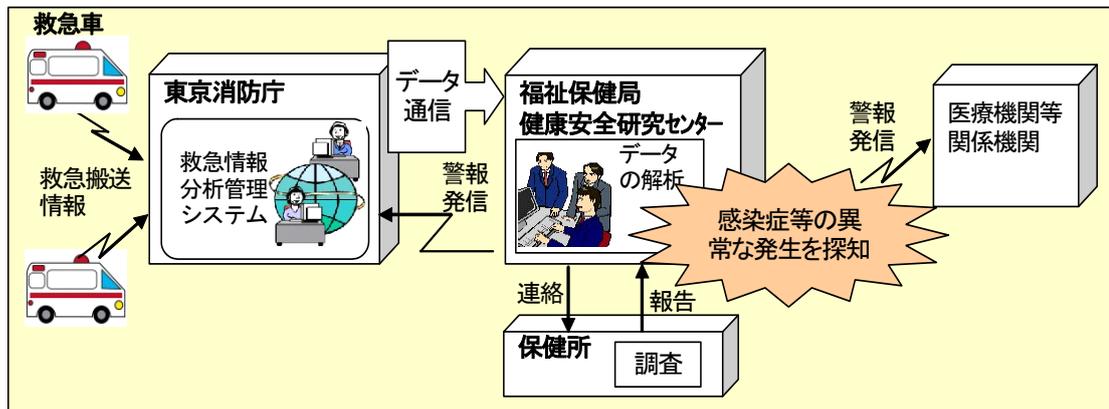
- ・ BCP*（事業継続計画）の策定
 新型インフルエンザの大流行期においても行うべき優先業務等を定める都政のBCPを策定します。
 また、区市町村や事業者におけるBCP策定を支援します。
 - ・ 社会活動方針の策定
 都、区市町村やライフライン事業者等が一体となり、感染拡大の防止を図るとともに都民生活を維持するため、事業活動の休止やライフライン機能の継続などについて、都の社会活動方針を策定します。
 - ・ 総合訓練の実施
 区市町村やライフライン事業者など関係機関と連携し、BCPに基づく実践的な訓練等を継続的に実施します。
- * BCP：Business Continuity Plan の略。災害等発生時に優先的に取り組むべき業務や休止すべき業務を選定し、優先業務を限られた人員で円滑に執行するために、その対応方針や実施方法を事前に定めた計画。

㊦ 救急搬送サーベイランスの実施 4 百万円

- ・ 東京消防庁の救急情報分析管理システムと福祉保健局（健康安全研究センター）とを専用回線で結び、救急搬送時の症状等の情報を迅速に収集・解析します。
- ・ 解析結果を受けて、迅速に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく保健所による調査等を実施することにより、感染症等の異常な発生をいち早く探知し、警報を発信して、被害を最小限に食い止める体制を構築します。

[平成 19 年度からモデル地区 2 か所で実施。平成 22 年度から全都展開予定]

救急搬送サーベイランスの仕組み

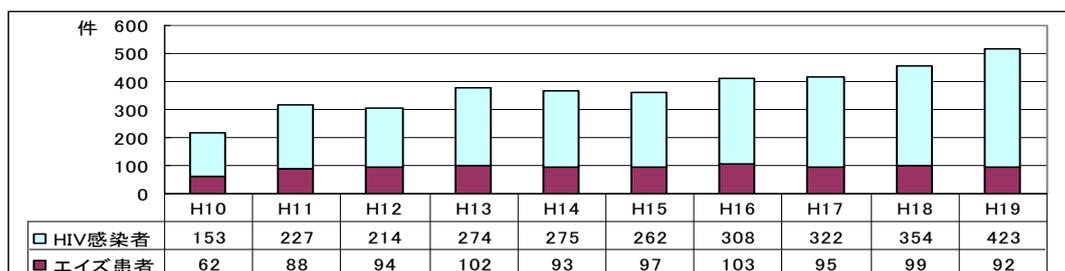


3 エイズの感染拡大から都民を守ります

～予防・相談に加えて感染者等を地域で支える取組を展開～

若い世代を中心とした感染の拡大に対して、予防啓発と検査相談体制を充実・強化する一方、長期間、治療や療養を続けていくことになる感染者・患者を支える仕組みの構築を図り、感染の拡大防止と患者等を支援していくことを目的とした、総合的なエイズ対策を推進していきます。

東京都の HIV 感染者及びエイズ患者新規報告数の年次推移



主な事業展開

- ㊦ エイズ啓発拠点事業の充実・強化** **42 百万円**

 - ・ 繁華街に集まる若者をターゲットとして、エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」*を核に、若者・NPO 団体等との連携の強化などにより、さらに効果的な予防啓発活動を進めます。
 - * エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」：平成 19 年度から池袋保健所内に常設。ワークショップ（勉強会）やアウトリーチ（街頭啓発活動）など、若者の自発性と発想を活かした取組を行っている。

- ㊦ 多摩地域の検査・相談体制の充実** **35 百万円**

 - ・ 感染者の早期発見・早期受療に結びつくよう、多摩地域で毎週土曜日に実施している HIV 即日（迅速）検査の定員と受付時間を拡大します。

- ㊦ エイズ診療ネットワーク整備事業** **3 百万円**

 - ・ 地域の医療機関から協力診療所を指定し、エイズ拠点病院に協力診療所との間の調整機関（連携コーディネーター）を設置することにより、HIV 感染者等が、就労・就学しながら身近な地域で医療を受けられる体制の整備を図ります。
 - [モデル実施（平成 19 年度～21 年度）]

- ㊦ エイズ療養支援特別促進事業** **8 百万円**

 - ・ 保健・医療・福祉のネットワークによる支援手法を構築し、エイズ患者等の地域での療養を総合的に支えていきます。[モデル実施（平成 19～21 年度）]

4 生活環境に起因する健康被害から都民を守ります ～大気汚染医療費助成と花粉症対策の実施～

東京大気汚染訴訟の和解を受け、従来からの18歳未満に加えて、18歳以上の気管支ぜん息患者に対象者を拡大した大気汚染医療費助成制度について、円滑な運用を図っていきます。

また、平成18年度から計画的に取り組んできた花粉症対策を着実に進めます。

主な事業展開

○ 大気汚染医療費助成の実施 5,570百万円

- 平成19年8月の東京大気汚染訴訟の和解成立を受け、平成20年8月から全年齢の気管支ぜん息患者に対象者を拡大した医療費助成制度について、円滑な運用を図っていきます。

| 区分 | 現行制度 | (参考) 旧制度 |
|--------------------|--|--|
| 事業開始 | 平成20年8月 | 昭和47年10月(～平成20年7月) |
| 対象疾病 及び 対象年齢 | <ul style="list-style-type: none"> 気管支ぜん息及び続発症(全年齢) 18歳未満は、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫及び各疾患の続発症 | <ul style="list-style-type: none"> 気管支ぜん息 慢性気管支炎 ぜん息性気管支炎 肺気腫 上記各疾患の続発症 <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">} 18歳未満</div> |
| 対象者 | 次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有する者 医療保険各法の適用がある者 ※ ただし、喫煙者は対象外 | 次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有する者 医療保険各法の適用がある者 |
| 対象地域 | 都内全域 | 同左 |
| 助成内容 | 健康保険等適用後の医療費の自己負担分 | 同左 |
| 自己負担 | 入院時の食事療養標準負担額又は入院時の生活療養標準負担額(療養病床の場合) | 入院時の食事療養標準負担額 |
| 備考 | 施行から5年後に検証の上、見直しを実施 | |

●○ 総合的花粉症対策の推進 26百万円

- 花粉自動測定・予報システムの運用 12百万円
稼働中の花粉自動測定システムに加え、平成20年2月から試験運用を行っていた花粉予報システムを、平成21年2月から本格運用し、「とうきょう花粉ネット」としてインターネット等で都民に情報を提供します。
- 花粉症の根本的治療方法の開発・普及の促進 14百万円
花粉症患者が利用しやすい根本的な治療方法として、平成18年度から実施している舌下減感作療法*の臨床研究について、平成21年度に成果を公表します。

* 舌下減感作(げっかげんかんさ)療法: 花粉症の根本的治療法の一つで、舌下から花粉エキスを吸収し、花粉症の症状が出ないよう体質を改善させる方法。

5 食品の安全・安心確保対策を一層充実します

～ 食品の監視・検査体制と情報発信機能等を充実・強化 ～

食品への有害物質等の混入などによる健康被害発生の未然・拡大防止及び偽装表示に対応するため、監視・検査体制と情報提供機能を充実・強化するとともに、事業者の自主的な取組を促進し、食の安全と、食に対する都民の安心を確保します。

あわせて、食物アレルギーを持つ子ども等への対策を着実に推進します。

主な事業展開

- ◎ 監視・検査体制の充実・強化 318 百万円
 - ・ 輸入食品や輸入原材料の安全を確保するため、食品倉庫などの流通拠点や大規模製造施設等に対する監視指導体制を強化します。
 - ・ 残留農薬や添加物、異物混入等による健康被害発生 of 未然・拡大防止のため、健康安全研究センターや市場衛生検査所等に最新の検査分析機器を導入し、より迅速かつ精度の高い検査体制を確保します。

- 食の安全・安心確保緊急対策【新規】 200 百万円
 - ・ 新たな食の健康危機に対する初動体制の強化 140 百万円
海外情報の常時収集・分析と先行的な調査を充実し、国内流入の恐れのある有害物質等の把握と、これに対応した試験検査法を事前に整備することなどにより、新たな違反事例等に対する監視・検査の初動体制を強化します。
 - ・ 普及啓発・情報発信の充実・強化 60 百万円
食品事業者に対して正しい知識と情報を提供し、コンプライアンス（法令遵守）向上の取組を促進するとともに、都民の食に対する過度の不安を払拭するため、普及啓発や情報発信を充実・強化します。

- 原料原産地表示制度の適正な運用 —
 - ・ 輸入冷凍餃子を原因とした健康被害発生による都民の不安の高まりを受け、平成 20 年 8 月から新たに義務付けを行った調理冷凍食品への原料原産地表示について、制度の適正な運用を推進します。

- ◎ 食品衛生自主管理認証制度の普及促進 1 百万円
 - ・ 食品事業者の自主的な衛生管理の取組を認証する「東京都食品衛生自主管理認証制度」の対象業種を拡大し、製造施設や販売店、飲食店等における衛生管理水準の向上を促進します。

㊦○ 総合的な食物アレルギー対策の推進【一部新規】 46 百万円

- ・ 食物アレルギーを持つ子どもが、適切な日常管理と緊急時（アナフィラキシーショック*）における対応の下で生活できるよう、保育所や学校等の関係者に、正しい知識の一層の普及啓発を進めます。
- ・ 食物アレルギーがあっても、安全・安心に食品が選択できるよう、加工食品の原材料となるアレルギー原因物質（乳・卵等）について、事業者による混入事故防止等の取組を支援するとともに、容器・包装表示の適正化を推進します。【新規】

* アナフィラキシーショック：アレルギー反応により、血圧低下や意識障害など急激な症状悪化を起こすこと。